

配置予定技術者等の雇用関係確認書類について（お知らせ）

～健康保険被保険者証廃止に伴う取り扱い～

マイナンバー法の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないこととなりました。また、令和7年12月1日をもって健康保険被保険者証は廃止されます。

このことに伴い配置予定技術者等の雇用関係確認書類の取り扱いを下記のとおり変更しますので、お知らせします。今後はこの取り扱いにより資料を提出してください。

記

1. 健康保険被保険者証（有効期限内のもの）が雇用関係確認書類として有効となる案件

入札資格確認資料の提出期限が令和7年12月1日までの案件

注）提出期限が12月2日以降の案件では、雇用関係確認書類として認められず無効となります。

2. 入札資格確認資料の提出期限が12月2日以降の雇用関係確認書類

技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類は、所属会社の「雇用証明書」等とします。

（主任技術者等が専任の工事の場合は3か月以上の雇用関係が確認できるもの）

*雇用証明書の参考様式等は島根県ホームページに掲載。

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/jyoukinseikakuninsiryou.html

*雇用証明書以外の書類を提出される場合は、事前に発注機関にご確認ください。

注）健康保険被保険者証、健康保険資格確認書及びマイナンバーカードは認められません（無効）。

注）「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」及び「監理技術者資格者証」での提出はどちらか1つのみでは認めないことになったため、両方提出してください。

【参考】「監理技術者制度運用マニュアル」より

<直接的な雇用関係とは>

技術者と所属会社の間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。（在籍出向者や派遣社員は該当しない）

<恒常的な雇用関係とは>

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること。

（1つの工事期間のみの短期雇用は該当しない）

雇 用 証 明 書

従業員（被雇用者） * 役員及び代表者の雇用証明も可能。

フリガナ

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

雇 用 年 月 日 年 月 日

上記の者について、上記雇用年月日から直接的かつ恒常的な雇用関係であることを証明します。

証明年月日 (提出日) 令和 年 月 日

入札参加資格確認資料の提出期間内の日付となります。

証明者（雇用者）

所 在 地

事 業 所 名

職 氏 名

※ 証明書を紙（持参、郵送）で提出する場合は押印が必要ですが、電子入札システムで提出する場合は押印不要です。